

3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築

【計画の進捗状況】

図表3-1 数値目標の状況

1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量

計画策定時値	目標値	現状(最新)値
909g (H21)	820g (H32)	925g (H26)

(参考) 一般廃棄物の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対H21比 (H21を100)
1 計画収集量(市町村)	321,708t	315,565t	315,635t	322,139t	322,388t	321,766t	100.0
2 直接搬入量(市町村)	35,571t	29,682t	28,515t	31,392t	32,454t	31,939t	89.8
3 集団回収量(市町村以外)	34,919t	32,963t	33,275t	33,244t	32,395t	31,174t	89.3
4 排出量 1+2+3	392,198t	378,210t	377,425t	386,775t	387,237t	384,879t	98.1
生活系ごみ	285,658t	274,392t	274,864t	278,991t	276,574t	274,056t	95.9
事業系ごみ	106,540t	103,818t	102,561t	107,784t	110,663t	110,823t	104.0
5 総人口※1	1,182,424人	1,174,303人	1,172,151人	1,162,495人	1,151,413人	1,140,338人	96.4
6 年間日数	365日	365日	366日	365日	365日	365日	100.0
7 1人1日当たり排出量 4÷5÷6	909g	882g	880g	912g	921g	925g	101.8
8 自家処理量	2,798t	1,112t	1,029t	1,290t	1,198t	1,125t	40.2
9 廃家電量・業者処理量	19,968t	22,542t	21,541t	19,704t	18,921t	19,818t	99.2
10 店頭回収量	888t	1,054t	1,072t	1,147t	1,432t	1,755t	197.6
11 排出量合計 4+8+9+10	415,852t	402,918t	401,067t	408,916t	408,788t	407,577t	98.0
12 資源化量※2	81,697t	82,243t	80,949t	80,646t	78,373t	77,404t	94.7
13 リサイクル率 12÷11	19.6%	20.4%	20.2%	19.7%	19.2%	19.0%	96.7
14 最終処分量(市町村)	47,647t	46,294t	44,887t	44,748t	45,104t	45,377t	95.2

※1 総人口は、毎年10月1日現在のもの、外国人人口を含む。

※2 資源化量=市町村による資源化量+集団回収量+店頭回収量+家電4品目資源化量+一般廃棄物処理業者資源化量

図表3-2 環境指標の状況

項目	計画策定時値	目標値	現状(最新)値
マイバッグ運動を行う市町村数	34市町村 (H22)	全市町村 (H32)	全市町村 (H27)
スーパー等による店頭回収量	888t (H21)	1,100t (H32)	1,755t (H26)
ごみ処理有料化実施市町村数	30市町村 (H22)	全市町村 (H32)	30市町村 (H27)
市町村又は民間業者により生ごみリサイクルが行われている市町村数	13 (H22)	23 (H32)	14 (H27)
産業廃棄物排出量	3,557千t (H21)	3,622千t (H32)	3,558千t (H26)
産業廃棄物リサイクル率	58.4% (H21)	60% (H32)	59.0% (H26)
産業廃棄物最終処分量	113千t (H21)	90千t (H32)	96千t (H26)
廃棄物処理計画・減量化計画策定数(多量排出事業者)	151件 (H21)	130件 (H32)	261件 (H27)
3R推進環境コーディネーターの相談企業数	150件 (H22)	200件 (H32)	192件 (H27)
リサイクル関連貨物を含む酒田港の取扱量	315万t (H22)	600万t (H30代)	355万t (H27)
リサイクル製品認定数(累計)	50製品 (H22)	70製品 (H32)	59製品 (H27)
グリーン購入調達方針策定市町村数	10市町 (H22)	全市町村 (H32)	16市町 (H27)
優良産廃処理業者認定件数(H23.4~)	—	100事業者 (H32)	80事業者 (H27)
産業廃棄物に関する行政検査の違反率	約7% (H21)	約2% (H32)	6.9% (H27)
不法投棄防止協力団体数	10団体 (H22)	14団体 (H32)	15団体 (H27)

不法投棄箇所数(30㎡以上)	30箇所 (H21)	10箇所 (H32)	16箇所 (H27)
不法投棄防止対策事業への参加者数	337人 (H21)	450人 (H32)	328人 (H27)

【現状と課題】

- 本県では、平成24年3月に「第2次山形県循環型社会形成推進計画」を策定、平成28年3月に中間見直しを行い、「県民協働で、低炭素社会に貢献するごみゼロやまがたの実現」を基本理念として取り組んできました。
- 市町村や消費者団体、NPO、産業界と連携し、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を実践する「ごみゼロやまがた県民運動」を展開し、啓発冊子の作成、街頭啓発活動の実施、「やまがた環境展」の開催などを通じ、県民及び事業者の主体的取組みの動機づけを図りました。特に買い物時の取組みが進んでおり、平成27年度県政アンケート調査では、マイバッグを持参すると回答された方の割合が9割を超えるとともに、スーパーマーケット等の店頭における紙パックや食品トレイなどの回収量が大きく増加しています。
- しかしながら、一般廃棄物全体を見ますと、図表3-1参考のとおり、主に家庭から排出される生活系ごみは、量こそ減少していますが、その減少率は人口の減少率に即したものとどまり、オフィス等から排出される事業系ごみは、景気の好転等により量自体増加しており、数値目標としている1人1日当たりの排出量は、平成24年度以降増加傾向にあります。また、リサイクル率は、低下傾向にあり、資源化量の増加に向けた効果的な取組みを進める必要があります。
- 産業廃棄物については、事業者による排出抑制対策やリサイクルの推進に向けて、産業廃棄物税を活用し、セミナーや研究会の開催、県に配置した3R推進環境コーディネーターや県企業振興公社の相談支援事業による情報提供や助言指導、企業間・大学との連携支援などを行ったほか、研究・技術開発や施設・設備整備に対する助成などを行いました。こうした取組みの結果、産業廃棄物の排出量の抑制やリサイクル率の向上が進み、最終処分量の着実な減少が図られています。
- 循環型社会の構築に向けて、不必要な資源の利用を抑えるとともに、ごみを減らし、出されたごみは可能な限り資源として活用していくことが重要です。
- 循環型産業は、原材料となる廃棄物等の収集から製品の開発、生産、市場開拓、販売の各段階に様々な課題を抱えており、それぞれの段階に応じたきめ細かい支援策を講じていく必要があります。
- 山形県リサイクル製品認定制度の運用により、県内で造られたリサイクル製品の普及拡大に努めてきましたが、一層の製品の拡大や販売促進に向けた取組みを推進していく必要があります。

- 廃棄物の不法投棄については、関係機関や地域住民等と連携した未然防止の取組みや不法投棄箇所の原状回復事業を推進してきましたが、新たな不法投棄や処理基準違反などの行為も発生しています。
- 海岸線に漂着ごみが散乱しており、河川上流部とも連携した海岸漂着物への対応が必要となっています。

【今後の取組みの方向と数値目標】

- 「全国一ごみの少ない県」を目指して、資源循環型社会システムの形成、資源の循環を担う産業の振興及び廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減を施策の柱として取り組んでいきます。

1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量	
現状 925g（平成26年度）	目標 820g（平成32年度）

図表3-3 平成26年度1人1日当たりのごみの排出量（全国上位・東北六県）

1 長野県	838g	6 香川県	893g	11 静岡県	902g	37 秋田県	1,000g
2 沖縄県	844g	6 神奈川県	893g	12 愛媛県	910g	41 宮城県	1,008g
3 熊本県	846g	8 埼玉県	897g	13 岐阜県	911g	45 青森県	1,046g
4 滋賀県	851g	9 広島県	899g	14 山形県	925g	47 福島県	1,081g
5 佐賀県	886g	10 京都府	901g	20 岩手県	945g	全国計	947g

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

【施策の展開方向】

（1）資源循環型社会システムの形成

① 廃棄物の発生抑制及び再使用の優先

資源循環型の社会を実現するためには、本県の社会経済全般において、3Rの優先順位をきちんと認識しながらシステムづくりを進めていくことが重要です。循環型社会形成推進基本法に示されているとおり、3Rの優先順位は、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）で、最も優先して取り組むべきことは、排出抑制です。

水切りの徹底や堆肥化等による生ごみの減量化、食材は、買い過ぎず、使い切り、食べ切ることで「食品ロス」を削減、買い物時のマイバッグ持参や簡易包装商品の選択、リターナブルびんの使用など、日常生活でできる取組みの一層の普及啓発を図ります。

また、地域における廃棄物の発生抑制やごみ処理に係る負担の公平化の方策として、ごみ処理の有料化は有効であることから、未実施市町における導入を働き掛けるほか、市町村、排出者、農業生産者等による地域連携型のリサイク

ルシステムを県が認証し、優れた事例について普及啓発を進めます。

さらに、事業者による環境マネジメントやゼロエミッション活動などの自主的な活動を積極的に推進し、全国一ごみの排出量が少ない県を目指します。

② 廃棄物の再生利用の推進

雑紙の分別回収やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく市町村の取組みの強化、地域の実情に応じた効率的な集団資源回収の推進、小売店による食品トレイなどの店頭回収の普及拡大を進めます。

増加する事業系ごみへの対応として、工業団地を対象とした紙ごみ等の共同回収モデルシステムに向けた先導的実証事業の支援とその成果の普及や、ごみの削減・リサイクルに取り組む食品販売業者や飲食店等の登録制度の創設・推進に取り組むとともに、食品廃棄物、木くず、果樹剪定枝などについては、広域的な処理や民間処理業者を活用したリサイクルの推進を図ります。

一方、本県の産業廃棄物のリサイクル率は、比較的高い状況にあります。農業系や建設系の廃棄物の循環的利用を一層促進するとともに、再資源化の低い製造業者等には、3R推進環境コーディネーターの派遣などによる支援を行います。

③ 3Rに係る人材育成

循環型社会、ごみゼロ社会や「もったいない」の精神の重要性を訴える環境教育の充実強化を図るとともに、やまがた環境展等のイベントの開催や広報活動の実施など、各種啓発活動を積極的に展開していきます。

(2) 資源の循環を担う産業の振興

① 循環型産業の育成強化

リサイクルシステムの構築や技術開発に対するソフト面での支援と、発生抑制やリサイクルを行うための施設整備や設備導入などハード面における支援を実施していきます。

また、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に結びつく研究開発が、確実に商品化や事業化に結びつくよう、企業のニーズや大学・研究機関のシーズ等を反映できる産学官連携を推進します。

さらに、循環型産業の拠点形成を図るため、リサイクルポート周辺工業団地内のリサイクル関連企業への支援を行います。

② 循環型産業の市場拡大

県リサイクル製品認定制度の普及拡大と認定製品数の増加を図るとともに、認定製品の改良や販路拡大の取組みを支援します。

また、県及び市町村におけるグリーン購入を一層推進していきます。

③ 循環資源の総合利用の推進

家庭及び事業所における木質バイオマス利用設備の導入、下水道処理施設における消化ガス（メタンガス）発電や廃棄物処理施設における廃棄物発電等の導入など、バイオマスや廃棄物を自立・分散型のエネルギー源として利活用する取組みを推進します。

(3) 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

① 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物については、人口の減少・高齢化の進展等に伴う住民のごみ出し行動やごみの質の変化に対応した一般廃棄物の収集・処理体制が構築できるよう市町村と連携を図ります。

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者による自主的な取組みを技術的に支援するとともに、電子マニフェスト制度の普及や、優良な産業廃棄物処理業者を育成するための認定制度を推進します。

また、依然として廃棄物関連施設の整備に対し、近隣住民から強い反対がみられ、循環型社会づくりを進める上で不可欠なリサイクル施設の整備にも影響を与えることが考えられますので、情報公開の徹底など、住民の合意形成のための仕組みづくりに努めます。

さらに、高濃度PCB廃棄物の処理については、国と処理施設が設置された自治体との約束でその完了期限が定められていますが、処理されず保管されたままになっているPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品が存在し、その達成が危ぶまれていることから、保管と使用の実態を把握する掘り起こし調査を実施するとともに、該当事業者に対する適正処理の周知・指導の徹底を図ります。

② 廃棄物の不法投棄の防止

県関係機関、市町村、地域住民や民間団体等と連携し、不法投棄の監視・パトロール体制や啓発活動を強化し、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄された箇所については、投棄者責任を原則としながら、地域の環境保全のための原状回復事業を支援します。

③ 海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制の推進

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」及び平成23年3月に策定した「山形県海岸漂着物対策推進地域計画～美しいやまがたの海づくりプラン～」に基づき、海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制対策を推進します。

④ 災害時の廃棄物処理体制の構築

環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、県地域防災計画と整合をとりながら、県内で発生する大規模自然災害による被害や被災市町村の支援を想定し、応急対応や復旧等の段階で必要な事項をまとめた「山形県災害廃棄物処理計画」を策定します。また、災害廃棄物処理の主体となる市町村に対しては、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「市町村災害廃棄物処理計画」の策定を促し、本県における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図ります。